

庁名 福岡地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
民事訴訟	通常訴訟	8					10	4	4		10	10	6000円	6000円	当事者双方1人の場合 ※当事者1人増すごとに300円を加算 500円×4 = 2000円 100円×7 = 700円 50円×4 = 200円 20円×2 = 40円 10円×6 = 60円	
	少額訴訟(少額異議を含む)	8					10	4	4		10	10	6000円	6000円	500円×4 = 2000円 100円×7 = 700円 50円×4 = 200円 20円×2 = 40円 10円×6 = 60円	
	督促異議(訴訟)	8					10	4	4		10	10	6000円	6000円	異議後の追納分	
	控訴提起	8					10	4	4		10	10	6000円	6000円	当事者双方1人の場合 ※当事者1人増すごとに300円を加算 500円×4 = 2000円 100円×7 = 700円 50円×4 = 200円 20円×2 = 40円 10円×6 = 60円	
	抗告提起	4						10	4		10	10	3500円	3500円	当事者双方1人の場合	
民事調停	民事調停							6			5	10	800円	800円		
支払督促	支払督促	2											1330円	7000円 (※仮執行宣言付支払督促申立ても含む)	※債務者1人かつ書類50g以内の場合 ※債務者1人増すごとに1220円を加算 ※書類が50gを超える場合は重量に応じて加算 ※切手の他に債務者の数と同数のハガキを添付(あて先に債権者(代理人)の住所と名前を記載したもの)	
	支払督促仮執行宣言申立て	4											2440円	7000円 (※仮執行宣言付支払督促申立ても含む)	※債務者1人かつ書類50g以内の場合 ※債務者1人増すごとに1220円を加算 ※書類が50gを超える場合は重量に応じて加算 ※債権者も特別送達による正本の送付を希望する場合 ※切手の他に債務者の数と同数のハガキを添付(あて先に債権者(代理人)の住所と名前を記載したもの)	